

平成29年6月19日

## 株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
株式会社証券保管振替機構  
取締役兼代表執行役社長 加藤 治彦

### 第16回定時株主総会決議御通知

拝啓 平素は、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第16回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議がされましたので、御通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第16期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に関する事業報告及び計算書類報告の件
  2. 第16期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に関する連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、その内容を報告いたしました。

#### 決議事項

**第1号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりです。

(1) 定款

(下線は変更部分を示します。)

変 更 後	変 更 前
<p>(株主総会の招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役社長を兼務する取締役が<u>招集する。ただし、執行役社長を兼務する取締役を欠くとき又は執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 株主総会の議長は、<u>執行役社長がこれにあたる。ただし、執行役社長を欠くとき又は執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の執行役又は取締役にこれにあたる。</u></p> <p>(執行役の任期) 第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>末日</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(株主総会の招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役社長を兼務する取締役が<u>招集し、議長となる。</u></p> <p>2 執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役に株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(執行役の任期) 第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p>

(2) 附則

この定款変更は、主務大臣の認可日から施行する。

## 第2号議案 取締役13名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に加藤治彦氏、河野秀喜氏、野崎昌利氏、大島眞彦氏、亀澤宏規氏、久保田政一氏、高山寧氏、谷口真司氏、土屋正裕氏、平田公一氏、二木聡氏、前田重行氏及び村瀬智之氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、野崎昌利氏、大島眞彦氏、亀澤宏規氏、久保田政一氏、高山寧氏、谷口真司氏、土屋正裕氏、平田公一氏、二木聡氏、前田重行氏及び村瀬智之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

以 上